

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務委託 事業者選定簡易公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務委託

2 プロポーザル実施の目的

「第2期八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取組みを進めるため、令和7年度を初年度とする「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)」を策定する。

本要領は、八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公平性及び透明性を持った簡易公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

3 事業の概要

「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結した日の翌日から令和7年3月31日まで

5 委託上限額

4,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

※上記の上限額は、契約予定価格ではなく、業務内容の規模を示すものである。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- ① 八千代町財務規則第111条第2項の規定による令和5・6年度の「入札する資格を有すると認められた者の名簿」に記載されていること。
- ② 八千代町の状況を把握しているとともに、過去5年間に地方公共団体が発注する同種・同類の業務を受託した実績があること。また、本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 八千代町建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第24条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

7 スケジュール

(1) 実施要領等の公表

令和6年 4月12日(金)

※本町のホームページにて公表する。

[URL : <https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp>]

(2) 質問書の受付

令和6年 4月19日(金) 午後3時必着

※質問書(様式6)により作成の上、電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

令和6年 4月26日(金) 予定

※本町のホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の受付

令和6年 5月 2日(木) 午後5時必着

※参加表明書(様式1)を作成し、事前に電話連絡の上、持参(土・日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便又は特定記録郵便に限る)により提出すること。

(5) 提出書類の受付

令和6年 5月10日(金) 午後5時必着

※「8 提出書類及び作成要領」に記載の書式により作成し、事前に電話連絡の上、持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便又は特定記録郵便に限る)により提出すること。

(6) 審査委員会の実施

令和6年5月頃 書類審査予定

(7) 審査結果の公表

令和6年5月頃 予定

※本町のホームページにて公表すると同時に、参加事業者に書面により通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(8) 契約の締結

令和6年5月頃 予定

8 提出書類及び作成要領

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の①～⑤の書類を正本1部、副本10部及び⑥の書類を1部作成して提出すること。

① 誓約書(様式2)

② 会社の概要(様式3)

③ 過去の同種または類似業務の実績(様式4)

④ 業務実施体制(様式5)

⑤ 企画提案書

・業務実施方針・スケジュール表(任意様式)

・仕様書に示したものの以外の貴社独自提案(任意様式)

⑥ 参考見積書(任意様式)

9 優先交渉権者の選定

(1) 審査方法

提出書類に対し、本町が設置する審査委員会において「(2) 評価基準」に基づき審査する。
なお、企画提案内容の説明（プレゼンテーション）は行わないものとする。

(2) 評価基準 審査における評価基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価の着眼点	評価基準
業務実績 (10点)	妥当性	同種・類似業務の実績があるか。
業務実施体制 (10点)		業務を履行できる体制となっているか。 従事者の実績は十分か。
業務実施方針等 (40点)	創造性 現実性 資料作成能力	業務の実施方針、作業工程等は妥当か。
独自提案 (30点)		独自の提案について、的確な提案となっているか。
見積額 (10点)	請負金額	提案書の内容に対する適正な見積額となっているか。

(3) 審査評価及び事業者選定

審査委員会において、審査の結果を評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

10 提案にあたっての留意事項

(1) 提出書類に関する事項等

- ①使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出後の記載内容の追加、修正、及び再提出はできないものとする。
- ④公正公平な審査を行うため、副本には参加事業者の特定ができるような記載（社名、ロゴマーク等）をしないこと。
- ⑤提出書類は本プロポーザルの選定以外において参加事業者に無断で使用しない。
- ⑥提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、参加事業者が第三者に承諾を得ておくものとする。

(2) 失格事由 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないとき。
- ③虚偽の内容が記載されているとき。
- ④審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ⑤その他、本町が不適格と認めたとき。

(3) その他

- ①参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属する。なお、本町が、選定結果を公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ②提出書類の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本町から疑義事項の照会を行う。
- ③参加に関して必要となる費用は、参加事業者の負担とする。
- ④公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがある。
- ⑤参加事業者が1者であっても、審査を実施する。
- ⑥参加の辞退は自由であり、辞退の以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式7）〈正本1部〉を提出するものとする。
- ⑦この要領に定めるものの他、必要な事項は本町が別に定める。

11 問い合わせ先、質問書、参加表明書及び提出書類提出先

〒300-3592

茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地

八千代町 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係 担当：菊山・沢木

電話 0296-49-6312 FAX 0296-48-0161

電子メール：machisui3@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp